

市第 172 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第36号ウ、第37号ウ及び第38号ウ中「はっ酵乳等販売業」を「発酵乳等販売業」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

魚介類行商等に関する条例の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市手数料条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 35 号まで省略）

(36) 魚介類行商等に関する条例（

昭和 41 年神奈川県条例第 42 号）

第 3 条第 1 項の規定に基づく許

可申請手数料（次号及び第 38 号

に規定するものを除く。）

ア	魚介類行商	同	4,900 円
イ	魚介類加工業	同	6,500 円
ウ	<u>発酵乳等販売業</u> はっ酵乳等販売業	同	4,900 円

(37) 魚介類行商等に関する条例第

3 条第 1 項の規定に基づく許可

の更新（現に受けている当該許

可の有効期間が 5 箇月を超える

場合に限る。）に係る許可申請

手数料

ア	魚介類行商	同	2,450 円
イ	魚介類加工業	同	3,250 円
ウ	<u>発酵乳等販売業</u> はっ酵乳等販売業	同	2,450 円

(38) 魚介類行商等に関する条例第

3 条第 1 項の規定に基づく 5 箇  
月を超えない短期間に係る許可  
申請手数料

ア	魚介類行商	同	2,450 円
イ	魚介類加工業	同	3,250 円
ウ	<u>発酵乳等販売業</u> はっ酵乳等販売業	同	2,450 円

( 第 39 号から第 163 号まで省略 )